

第二種健康診断受診者証の申請対象者

【長崎関係】

第二種健康 診断受診者	原爆が投下された際（昭和 20 年 8 月 9 日）、下記の区域内にあった者又はその胎児であった者 1 長崎県西彼杵郡 （1）深掘村 （2）香焼村 （3）伊王島村 （4）式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く） （5）三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く） （6）村松村 （7）伊木力村 （8）大草村 （9）喜々津村 （10）矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く） （11）日見村（河内名を除く） （12）茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く） 2 長崎県北高来郡 （13）古賀村 （14）戸石村 （15）田結村
----------------	--